

奈良県農業振興地域整備基本方針

令和4年5月

奈良県

- 第1 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保に関する事項
- 第2 農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項
- 第3 農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項
- 第4 農用地等の保全に関する事項
- 第5 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事項
- 第6 農業の近代化のための施設の整備に関する事項
- 第7 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項
- 第8 第5に掲げる事項と相まって推進する農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項
- 第9 農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項

第 1 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保に関する事項

1. 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保の基本的な考え方

(1) 農用地等の確保に関する基本的な考え方

農地は農業生産にとって最も基礎的な資源であることから、集団的に存在する農地、農業生産基盤整備事業の対象地及び地域の特性に即した農業振興を図る上で農業上の利用が必要な土地については、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号。以下「農振法」という。）に基づき、農用地区域として設定するとともに、当該農地を良好な状態で維持・保全し、その有効利用を図ることが重要である。

本県は、世界文化遺産をはじめとする世界に誇る歴史的・文化的な資源と、これらと一体をなす歴史的風土、自然景観を持つ有数の観光地であるとともに、京阪神の大都市圏に位置しながらも良好な居住環境に恵まれていることから、ベッドタウンとして都市化が進展してきた。また、本県は紀伊半島の中央部に位置し、森林が多いため可住地面積が全国一小さく、耕地面積は県土の約 5%となっている。さらに、近年では、インフラ整備が進むこと等による非農業的土地需要の増加等により、農地は減少傾向にあるとともに、農業従事者の高齢化や後継者の減少等に伴い、荒廃農地が増加傾向にある。

このような中において、県では、生産・流通・販売のみならず、景観・食・観光など農業の持つ多様な側面に配慮しつつ、都市近郊という立地の良さを活かしながら、高度な栽培技術を駆使して収益性の高い作物を生産するなど、奈良らしい農業の展開を図っており、本県独自の取組としては、県内の農地を有効に活用し、農業の生産性向上を図るため「特定農業振興ゾーン」を設定して、担い手への農地の集積や荒廃農地の発生防止等を推進している。一方で、県内への企業誘致により雇用の場を確保することで地域振興を図るため、企業誘致に必要な新たな産業用地として工業ゾーンを設定する取組を行っている。このように、農地を保全すべき区域と都市的土地利用をすべき地域、歴史的文化遺産を保存すべき地域等の調和を図りつつ、県土のさらなる有効利用を図るという観点に立って農用地等を確保する「農地マネジメント」の取り組みを今後も推進していく。

(2) 確保すべき農用地等（農用地区域内農地）の面積の目標

確保すべき農用地等（荒廃農地を除く農用地区域内農地をいう。以下「農用地等」という。）の面積の目標年は令和 12 年とし、目標設定の基準年は令和元年とする。

令和元年の農用地等の面積は 14,856ha であるが、今後想定される産業用地の創出や、本県で進めている大和平野中央プロジェクト用地等、転用を伴う農用地区域からの除外について、平成 27 年から令和元年までの 5 年間の平均が継続すると見込んだ場合、令和 12 年までに 307ha が減少する。更に、荒廃農地の発生が平成 27 年から令和元年までの 5 年間の平均と同様に継続

すると 375ha が減少し、令和 12 年には 14,174ha となると見込まれる。

しかし、農業振興地域制度等の適切な運用により、農用地区域外に集団的に存在する農地の農用地区域への編入促進により、新たな農用地等を確保するとともに、多面的機能支払制度及び中山間地域等直接支払制度による共同活動への支援、農地中間管理機構を通じた農業の担い手への農地の集積・集約化の加速化、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）に基づく遊休農地に関する措置等の各種施策により、荒廃農地の発生防止と解消を行い、391ha の農用地等を確保できることが見込まれる。

一方、国土交通省が治水対策で実施する大和川遊水地事業のための農地転用に伴い、21ha が農用地区域から除外され減少する見込みである。

これらのことから、令和 12 年の確保すべき農用地等の面積を 14,544ha と設定する。

なお、確保すべき農用地等の面積目標は、国の「農用地等の確保等に関する基本指針」（令和 2 年 12 月 8 日公表。）に示す「都道府県が定める確保すべき農用地等の面積の目標の設定基準」をもとに算出した。

2. 農用地等の確保のための施策の推進

（1）農用地等の保全・有効利用

荒廃農地の発生防止と解消を推進するため、人・農地プランの実質化を通じた地域における今後の農地利用の話合いの促進、戦略的販売の推進による生産振興及び意欲ある担い手や新規就農者など地域を支える多様な農業経営体等の育成・確保、農地中間管理機構等を通じた農業の担い手への農地の集積・集約化を図るとともに、多面的機能支払制度や中山間地域等直接支払制度による農地や農村環境の保全などにより、農用地等の保全・有効利用を図る。

（2）農業生産基盤の整備

生産性の高い農業や高付加価値型農業の展開及び農地の持つ多面的機能の増進を図るため、地域の実情に応じ、営農の省力化に資するスマート農業技術等の活用を可能にする農業生産基盤の整備を展開する。また、農業水利施設等の機能保全計画による効率的な維持管理・更新、中山間地域等における鳥獣害対策等を通じ、良好な営農条件を備えた農用地等の確保を推進する。

（3）非農業的土地需要への対応

本県は都市と農村が近接しており、土地利用の競合が起こりやすく、特に平野部の幹線道路沿いにおいては、農地に対する強い都市的土地利用の需要が生じている。このような土地需要に対応するため、農用地区域からの除外を行う場合には、農業上の土地利用に支障が生じないことを基本とするとともに、農地転用規制の趣旨を踏まえて、計画的な土地利用の確保に努める。この場合、市町村農業振興地域整備計画については、計画的な実施が重要で

あり、その変更は、原則として、おおむね5年ごとに実施する基礎調査に基づき行う。

また、国及び地方公共団体が農用地区域内にある農地を公用施設又は公共用施設の用に供するため、農用地利用計画の変更が必要となる場合には、農用地利用計画を尊重し、農用地区域内における土地の農業上の利用の確保に努めるといふ国及び地方公共団体の責務にかんがみ、農業振興地域制度に規定する農用地区域の変更の要件を満たすよう努める。

(4) 農用地等の面積や土地利用に関する現況の適切な把握

農振法第12条の2の規定による基礎調査の実施を促進するとともに、農用地利用計画に係る平面図の作成にデジタル地図を用いる等デジタル化の積極的な推進等により、農用地等の面積や土地利用に関する現況を適切に把握するものとする。

3. 農業上の土地利用の基本的方向

本県は、紀伊半島の中央部に位置し、京阪神の大都市圏に近接した社会経済的立地条件を有している。その地形的特徴から、奈良県国土利用計画では、おおむね標高100m以下の平地で構成される奈良盆地を中心とした「大和平野地域」、高原状の地形が広がる「大和高原地域」及び大部分が山岳地帯である「五條・吉野地域」に区分している。このため、農業地帯区分については、上記地域区分に即し、県内を「大和平野農業地帯」、「大和高原農業地帯」及び「五條・吉野農業地帯」の3地帯に区分する。

(1) 大和平野農業地帯

本地帯は、奈良盆地とこれを取り巻く丘陵地から構成され、平坦な奈良盆地と金剛・生駒山系の西部山麓地域、大和高原の北辺に当たる東部山麓地域に区分される。

奈良盆地の農地は水田が中心で、吉野川分水や4大ため池（白川、倉橋、斑鳩、高山）などの整備により農業用水が確保されている。また、都市近郊の利点を活かしたイチゴやトマト等の野菜、花きなどの園芸を主体とした集約型農業が営まれている。

一方、京奈和自動車道をはじめとするインフラ整備の推進に伴い、都市化の影響を強く受け、工業用地や住宅用地等の都市的な土地利用の需要が多い地域でもある。このため、地域振興に寄与する都市的土地利用との調和を図りつつ、意欲ある担い手や集落営農組織等への農地の集積・集約化を推進することで優良な農用地等を確保し、農地の適切かつ効率的な利用を促進する。

西部山麓地域では、県営造成農地において、小ギク、バラ、ブドウなどの産地が形成されている。その一方で、山麓地域であり傾斜があるため、造成農地以外は狭小な面積の農地であり、効率が良くない農業である。今後は、

造成農地を中心に優良な農用地等を確保するとともに、小さな団地が散在している農地についてもその確保に努める。

東部山麓地域では、国営造成農地を中心に一定規模の茶の産地が形成されるとともに、県営ほ場整備等により区画整理された水田は、農地の効率的利用が進んでいる。その一方で、生産基盤の未整備な条件不利地においては、荒廃農地が発生している状況である。今後は、荒廃農地の発生防止と解消及び国営造成農地を中心に茶業経営の安定を図るとともに、ほ場整備された水田では意欲ある担い手や集落営農等による農地の効率的な利用を一層促進する。

(2) 大和高原農業地帯

本地帯は、大和高原及び宇陀山地の標高 300～500mの地域で、国営造成農地を中心に、茶やダリア等の花き、ホウレンソウ等の軟弱野菜、畜産等による土地利用が図られ、農道の整備などにより流通面の改善が進んでいる。また、県内でも有機農業の盛んな地域で、軟弱野菜や茶を中心に組み込まれている。その一方で、生産基盤の未整備な条件不利地においては、荒廃農地が発生している状況である。

今後は、茶や夏季冷涼な気候を利用した高原野菜など、地域特性を活かした農業を振興し、荒廃農地の発生防止と解消とともに、国営造成農地を中心に優良な農用地等を確保する。

(3) 五條・吉野農業地帯

本地帯は、面積では県の64%を占め、吉野川（紀の川）沿いの平坦な北部地域と大部分が山岳地帯である南部地域に区分される。

北部地域は、国営造成農地を活用した全国でも有数の生産量であるカキを中心に、ウメ、ナシ、モモなどを加えた大規模な果樹産地が形成されている。また、トマト、ナス等の野菜、花き類及び畜産等による労働集約的農業が展開されている。今後は、果樹農家など意欲ある担い手において、農地の集積・集約化による経営規模の拡大に資するため、国営造成農地を中心に優良な農用地等を確保する。

南部地域は、その地形から、傾斜が強く分散している農地が多いため、規模が零細で自家消費が中心であるが、集団化している農地を中心に地域特産物の生産を推進することにより、農用地等の確保に努める。

第2 農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項

農業地帯名	指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模 (h a)
大和平野農業地帯	奈良地域 (奈良市)	奈良市のうち、都市計画法の市街化区域及び農業上利用できない森林等を除いた区域	総面積 9,317 農用地面積 3,062
	大和高田地域 (大和高田市)	大和高田市のうち、都市計画法の市街化区域等を除いた区域	総面積 817 農用地面積 352
	大和郡山地域 (大和郡山市)	大和郡山市のうち、都市計画法の市街化区域及び農業上利用できない森林等を除いた区域	総面積 2,562 農用地面積 1,276
	天理地域 (天理市)	天理市のうち、都市計画法の市街化区域及び農業上利用できない森林等を除いた区域	総面積 5,485 農用地面積 1,916
	橿原地域 (橿原市)	橿原市のうち、都市計画法の市街化区域及び農業上利用できない森林等を除いた区域	総面積 1,981 農用地面積 768
	桜井地域 (桜井市)	桜井市のうち、都市計画法の市街化区域及び農業上利用できない森林等を除いた区域	総面積 3,192 農用地面積 992
	御所地域 (御所市)	御所市のうち、都市計画法の市街化区域及び農業上利用できない森林等を除いた区域	総面積 2,306 農用地面積 980
	香芝地域 (香芝市)	香芝市のうち、都市計画法の市街化区域及び農業上利用できない森林等を除いた区域	総面積 197 農用地面積 65
	葛城地域 (葛城市)	葛城市のうち、都市計画法の市街化区域及び農業上利用できない森林等を除いた区域	総面積 1,579 農用地面積 763
	平群・三郷地域 (平群町・三郷町)	平群町・三郷町のうち、都市計画法の市街化区域及び農業上利用できない森林等を除いた区域 〔平群町:総面積 1,573ha・農用地面積 367ha〕 〔三郷町:総面積 289ha・農用地面積 31ha〕	総面積 1,862 農用地面積 398
	斑鳩地域 (斑鳩町)	斑鳩町のうち、都市計画法の市街化区域及び農業上利用できない森林等を除いた区域	総面積 776 農用地面積 332
	安堵地域 (安堵町)	安堵町のうち、都市計画法の市街化区域等を除いた区域	総面積 310 農用地面積 110
	川西地域 (川西町)	川西町のうち、都市計画法の市街化区域等を除いた区域	総面積 437 農用地面積 216
	三宅地域 (三宅町)	三宅町のうち、都市計画法の市街化区域等を除いた区域	総面積 251 農用地面積 131
田原本地域 (田原本町)	田原本町のうち、都市計画法の市街化区域等を除いた区域	総面積 1,706 農用地面積 973	

高取地域 (高取町)	高取町のうち、都市計画法の市街化区域及び農業上利用できない森林等を除いた区域	総面積 540 農用地面積 172
明日香地域 (明日香村)	明日香村のうち、都市計画法の市街化区域及び農業上利用できない森林等を除いた区域	総面積 1,478 農用地面積 384
上牧地域 (上牧町)	上牧町のうち、都市計画法の市街化区域及び農業上利用できない森林等を除いた区域	総面積 130 農用地面積 51
広陵地域 (広陵町)	広陵町のうち、都市計画法の市街化区域及び農業上利用できない森林等を除いた区域	総面積 1,118 農用地面積 580
河合地域 (河合町)	河合町のうち、都市計画法の市街化区域及び農業上利用できない森林等を除いた区域	総面積 490 農用地面積 161
計 20地域 21市町村		総面積 36,534 農用地面積 13,682

農業 地帯名	指定予定 地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模 (h a)
大和 高原 農業 地帯	宇陀地域 (宇陀市)	宇陀市のうち、都市計画法の市街化区域及び農業上利用できない森林等を除いた区域	総面積 13,833 農用地面積 2,293
	山添地域 (山添村)	山添村のうち、農業上利用できない森林等を除いた区域	総面積 4,312 農用地面積 729
	曾爾地域 (曾爾村)	曾爾村のうち、自然公園法の国定公園の特別保護区及び農業上利用できない森林等を除いた区域	総面積 762 農用地面積 275
	御杖地域 (御杖村)	御杖村のうち、農業上利用できない森林等を除いた区域	総面積 567 農用地面積 260
	計 4地域 4市町村		総面積 19,474 農用地面積 3,557

農業 地帯名	指定予定 地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模 (h a)
五條・ 吉野農業地帯	五條地域 (五條市)	五條市のうち、都市計画法の市街化区域及び農業上利用できない森林等を除いた区域	総面積 10,462 農用地面積 3,224
	吉野地域 (吉野町)	吉野町のうち、都市計画法の市街化区域及び農業上利用できない森林等を除いた区域	総面積 1,744 農用地面積 312
	大淀地域 (大淀町)	大淀町のうち、都市計画法の市街化区域及び農業上利用できない森林等を除いた区域	総面積 932 農用地面積 345
	下市地域 (下市町)	下市町のうち、都市計画法の市街化区域及び農業上利用できない森林等を除いた区域	総面積 2,647 農用地面積 530
	東吉野地域 (東吉野村)	東吉野村のうち、農業上利用できない森林等を除いた区域	総面積 216 農用地面積 65
	計 5地域 5市町村		総面積 16,001 農用地面積 4,476
	合計 29地域 30市町村		総面積 72,009 農用地面積 21,715

※表中の農用地面積は、農業振興地域内にある農用地区域と農用地区域外（農振白地）の農用地の合計面積（出典：令和2年確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況調査）。

第3 農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項

1. 農業生産基盤の整備及び開発の方向

本県における農業生産基盤の整備については、土地生産性の高い優良な農用地等の確保及び今後の農業形態の変化や経営規模の拡大に対応する水利施設の整備により農業用水の安定供給を図るとともに、担い手への土地利用の集積を図るため、ほ場整備等の生産基盤整備を進める。また、荒廃農地の発生防止を目指し、営農を維持するための土地改良施設の適切な維持管理等、地域の実情に応じたきめ細やかな基盤整備も進める。

(1) 優良な農用地等の確保

地域の実情に応じた基盤整備や農地中間管理事業により担い手への農地の集積・集約化を促進するとともに、多面的機能支払制度や中山間地域等直接支払制度の積極的な活用、実質化された人・農地プランの推進により、優良な農用地等の確保と荒廃農地の発生防止に努める。

(2) 土地改良施設の整備・更新

ダム、ため池、農業用排水路をはじめとした土地改良施設については、機能保全計画により効率的な維持管理・更新対策を検討していくとともに土地改良施設の持つ多面的機能を活用した他目的利用についても検討していく。

(3) 土地改良施設の適正な管理体制の整備

農業従事者の高齢化や後継者の減少等に伴い、地域の土地改良区等の施設管理体制の脆弱化が進みつつあるなか、例えば、農地の持つ水源涵養や水田貯留による洪水防止等の多面的機能を継続的に発揮すること等を目的として多面的機能支払制度などを活用し、農業従事者のみならず地域住民との連携のもと、土地改良施設の管理体制の整備を進める。

2. 広域整備の構想

本県では、国営大和平野土地改良事業、国営総合農地開発事業など、広域的な農業生産基盤整備が進められてきた。今後も、広域的な農業生産基盤の整備については、関係市町村の農業振興地域整備計画との調和を図りつつ進める。

(1) 農業水利施設の維持管理・更新

吉野川分水施設をはじめとする農業水利施設については、今後とも継続して農業用水を安定供給するため、機能保全計画により効率的な維持管理・更新対策に取り組む。

(2) 地域の実情に配慮したほ場の整備

水田の汎用化、農地の集積・集約化、自動環境制御システムの導入などスマート農業技術の活用による営農の省力化を図り、荒廃農地の発生防止や農地の流動化の促進を図るとともに、地形条件、営農条件、土地

利用等地域の実情に応じたきめ細やかなほ場の整備を進める。

第4 農用地等の保全に関する事項

1. 農用地等の保全の方向

農地は、農業生産にとって最も基礎的な資源であり、農業生産活動が行われることによって、食料の安定的な供給だけでなく、自然環境の保全、水資源の涵養、貯留による洪水防止など多面的機能の発揮が期待される。また、持続的な農業生産活動は生物多様性の保全にも有効である。そのため、農地の集積・集約化や効率的な農業生産活動、実質化された人・農地プランの推進などによる荒廃農地の発生防止と解消を図り、優良な農用地等の保全を推進する。

2. 農用地等の保全のための事業及び活動

公益財団法人なら担い手・農地サポートセンターを意欲ある担い手への農地の集積・集約化と荒廃農地の発生防止を進める中核的な事業体として位置づけ、「実質化された人・農地プラン」を実行し、農地中間管理事業を推進する。

また、多面的機能支払制度に基づき、農地・農業用施設等の保全管理に係る地域の共同活動の支援を行う。さらに、荒廃農地の発生等により多面的機能の低下が特に懸念される中山間地域等においては、鳥獣害対策を行い、中山間地域等直接支払制度に基づく農地の維持・管理活動等の支援等により、荒廃農地の発生防止と解消及び農業生産活動等の維持・継続を図るとともに、棚田等については棚田地域振興法に基づき保全を行う。加えて、農村資源を活かした地域づくりを推進し、農業体験イベントの実施等による都市住民との交流活動を進める。

第5 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事項

1. 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進の方向

地域農業の維持発展を図るためには、効率的かつ安定的な農業経営を行う経営体である認定農業者や集落営農組織、将来認定農業者になると見込まれる新規就農者など意欲ある担い手が根幹を担い、農業を副業的に行う小規模な経営体等の多様な担い手と連携して農地の効率的かつ総合的な利用を進めることが必要である。

このため、地域の特性や生産の諸条件を活かした営農類型を考慮して、農地中間管理事業を積極的に活用することにより「実質化された人・農地プラン」を実行し、意欲ある担い手への農地の集積・集約化を図るとともに、集落営農組織の育成を通じて、農地の集団化を行い、効率的利用を推進する。また、周辺農地と一体的かつ効率的に利用することが可能な荒廃農地は速やかに再生利用を図るとともに、再生利用が困難な農地については非農地判断を推進し、遊休農地に関する措置を適切に実施する。

目標とする農業経営は、農家の経営指向や地域の特性など諸条件を考慮して、個別経営体及び組織経営体に分類したものとする。

営農類型

[個別経営体]

主 穀 経 営				
営農類型	経 営 規 模	生 産 方 式	経営管理の方 法	農業従事の態 様等
平坦 大規模 主穀	<作付面積等> 水稻キビカ 300 a 水稻ヒビカ 500 a 田植受託 100 a 収穫・乾燥・調整 受託 600 a 小麦 800 a <経営耕地面積> 1,600 a	<資本装備> トラクター 30ps 1台 施肥田植機 6条 1台 コンバイン 4条刈 1台 乾燥機 3 t 3台 トラック 2 t 1台 倉庫・格納庫 150 m ² <その他> ・複数品種の導入による作 業ピークの分散	・複式簿記記 帳の実施に よる経営と 家計の分離 ・青色申告の 実施	・家族経営協 定に基づく 給料制・休 日制の実施 ・農繁期の臨 時雇用の確 保
平坦 大規模 水稻	<作付面積等> 水稻キビカ 300 a 水稻ヒビカ 500 a 田植受託 100 a 収穫・乾燥・調整 受託 600 a <経営耕地面積> 800 a	<資本装備> トラクター 30ps 1台 施肥田植機 6条 1台 コンバイン 4条刈 1台 乾燥機 3 t 3台 トラック 2 t 1台 倉庫・格納庫 150 m ² <その他> ・複数品種の導入による作 業ピークの分散 ・作業受託による機械の有 効利用		
中山間 大規模 水稻	<作付面積等> 水稻あきたこまち 300 a 水稻コシカ 500 a 田植受託 100 a 収穫・乾燥・調整 受託 600 a	<資本装備> トラクター 30ps 1台 施肥田植機 6条 1台 コンバイン 4条刈 1台 乾燥機 3 t 3台 トラック 2 t 1台 倉庫・格納庫 150 m ²		

	<経営耕地面積> 805 a	育苗ハウス 5 a <その他> ・複数品種の導入による作業ピークの分散 ・平坦地域での作業受託による機械の有効利用	
--	-------------------	--	--

野菜経営

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
イチゴ専作 (土耕)	<作付面積等> 12月どり 30 a <経営耕地面積> 36 a	<資本装備> パイプハウス 30 a 育苗ハウス 6 a 倉庫・作業舎 50 m ² 保冷庫 1 坪 トラクター 20ps 1 台	・複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離 ・青色申告の実施	・家族経営協定に基づく給料制・休日制の実施 ・農繁期の臨時雇用の確保
イチゴ専作 (高設栽培)	<作付面積等> 12月どり 30a <経営耕地面積> 36a	<資本装備> パイプハウス 30 a 育苗ハウス 6 a 高設ベンチ 30 a 分 温湯暖房機 3 台 倉庫・作業舎 50 m ² 保冷庫 1 坪 <その他> ・軽作業化のため高設ベンチの導入		
イチゴ + トマト	<作付面積等> イチゴ 12月どり 30 a トマト 半促成 30 a <経営耕地面積> 36 a	<資本装備> パイプハウス 30 a 育苗ハウス 6 a トラクター 20ps 1 台 倉庫・作業舎 50 m ² 保冷庫 1 坪 <その他> ・トマト接ぎ木苗の導入		

ナス専作	<作付面積等> 夏秋ナス 20 a 半促成ナス 20 a 水稻 50 a <経営耕地面積> 90 a	<資本装備> パイプハウス 20 a トラクター 20ps 1台 田植機4条 1台 コンバイン2条1台 倉庫・作業舎 50 m ² <その他> ・夏秋ナスは水稻と輪作して連作障害を回避		
施設軟弱 (ホウレンソウ+ミズナ)	<作付面積等> ホウレンソウ 160 a ミズナ 40 a <経営耕地面積> 40 a	<資本装備> パイプハウス 40 a トラクター 20ps 1台 倉庫・作業舎 50 m ² <その他> ・ホウレンソウは年間4作		
施設軟弱 (コマツナ)	<作付面積等> コマツナ 300 a <経営耕地面積> 60 a	<資本装備> パイプハウス 60 a トラクター 20ps 1台 倉庫・作業舎 50 m ² 保冷庫 2坪 <その他> ・コマツナは年間5作		
ネギ専作	<作付面積等> 葉ネギ 270 a <経営耕地面積> 91.2 a	<資本装備> 育苗ハウス 1.2 a トラクター 20ps 1台 移植機4条 1台 トラック1.5t 1台 倉庫・作業舎 100 m ² <その他> ・移植栽培による年間3作		
果 樹 経 営				

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
カキ・ウメ 複合	<作付面積等> 露地カキ 刀根早生 100 a 平核無 30 a 富有 200 a 松本早生富有 30 a 刀根早生 優良系統 40 a ウメ 100 a <経営耕地面積> 500 a	<資本装備> スピードスプレー 24ps 1台 乗用モーター 17.1ps 1台 倉庫・作業舎 100 m ² <その他> ・スピードスプレーや乗用モーター等の導入による規模拡大	・複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離 ・青色申告の実施	・家族経営協定に基づく給料制・休日制の実施 ・農繁期の臨時雇用の確保
カキ・ウメ 複合 ＋ハウスカキ	<作付面積等> ハウスカキ (普通加温) 刀根早生 30 a 露地カキ 刀根早生 120 a 平核無 30 a 富有 140 a 松本早生富有 30 a ウメ 90 a <経営耕地面積> 440 a	<資本装備> APハウス 30 a 温風暖房機 3台 スピードスプレー 24ps 1台 乗用モーター 17.1ps 1台 倉庫・作業舎 100 m ² <その他> ・スピードスプレーや乗用モーター等の導入による規模拡大		
ナシ専作	<作付面積等> ナシ 幸水・豊水 20 a 二十世紀 50 a 新高 10 a <経営耕地面積> 80 a	<資本装備> 果樹棚 80 a スプリンクラー 80 a 黄色蛍光灯設備 80 a スピードスプレー 24ps 1台 倉庫・作業舎 50 m ² <その他> ・直売等による安定販売		

ブドウ専作 (市場出荷 主体)	<作付面積等> ブドウ 巨峰加温 50 a デラウェア加温 80 a デラウェア無加温 20 a <経営耕地面積> 150 a	<資本装備> 波状型ハウス 150 a 温風暖房機 9 台 倉庫・作業舎 50 m ²	
イチジク 専作	<作付面積等> イチジク 加温 20 a 無加温 30 a 露地 30 a <経営耕地面積> 80 a	<資本装備> パイプハウス 50 a 温風暖房機 2 台 倉庫・作業舎 30 m ²	

花 き 経 営

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
大中輪ギク	<作付面積等> 輪ギク ハウス 4～5月咲 10 a 11～12月咲 (電照) 10 a 露地 5～7月咲 (秋挿し) 20 a 7～11月咲 (春挿し) 40 a <経営耕地面積> 71.2 a	<資本装備> パイプハウス 10 a 育苗ハウス 1.2 a トラクター 20ps 1 台 畝立てマルチャー10ps 1 台 下葉取り機 1 台 結束機 1 台 切断機 1 台 倉庫・作業舎 50 m ² <その他> ・省力機械の導入 ・品種の組み合わせによる 長期出荷 ・ハウスの有効利用	・複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離 ・青色申告の実施	・家族経営協定に基づく給料制・休日制の実施 ・雇用の積極的な導入

<p>小ギク</p>	<p><作付面積等> 小ギク ハウス 4～5月咲 10 a 11～12月咲（電照） 10 a 露地 5～7月咲 （秋植え）20 a 7～11月咲 （春挿し）80 a 7～8月咲 （電照）10 a <経営耕地面積> 121.2 a</p>	<p><資本装備> パイプハウス 10 a 育苗ハウス 1.2 a トラクター 20ps 1台 畝立てマルチャー10ps 1台 下葉取り機 1台 結束機 1台 切断機 1台 梱包機 1台 倉庫・作業舎 50 m² <その他> ・省力機械の導入 ・品種の組み合わせによる 長期出荷 ・ハウスの有効利用</p>
<p>鉢花 （シクラメン ン中心）</p>	<p><作付面積等> シクラメン 20 a ガーデンシクラメン 10 a 花壇苗 20 a <経営耕地面積> 40 a</p>	<p><資本装備> A Pハウス 40 a 底面吸水ベンチ 25 a 温風暖房機 3台 ポットインクマシン 1台 フロントローダー 1台 用土混合機 1台 播種機 1台 倉庫・作業舎 50 m² <その他> ・灌水の省力化 ・裏作として花壇苗の導入</p>

花壇苗専作	<作付面積等> 花壇苗 パンジー 20 a ペゴニア 8 a ペチュニア 8 a マリーゴールド 7 a サルビア 7 a <経営耕地面積> 30 a	<資本装備> APハウス 30a 温風暖房機 2台 発芽室 1坪 ホットインクマシン 1台 フロントローダー 1台 用土混合機 1台 播種機 1台 倉庫・作業舎 50 m ² <その他> ・省力機器の導入		
花壇苗 +野菜苗	<作付面積等> 花壇苗 秋冬花苗 30 a 春夏花苗 20 a 野菜苗(春) 15 a 野菜苗(秋) 5 a <経営耕地面積> 45 a	<資本装備> APハウス 45 a 温風暖房機 10台 発芽室 1坪 ホットインクマシン 1台 フロントローダー 1台 用土混合機 1台 播種機 1台 倉庫・作業舎 50 m ² <その他> ・省力機器の導入		
茶 経 営				
営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
茶(てん茶)	<作付面積等> 茶 600 a <経営耕地面積> 600 a	<資本装備> 製茶工場建物 720 m ² 生葉自動コンテナ 2,250~4,950kg 蒸熱工程 120kg てん茶機 100kg/h 仕上げ工程 1台 乗用型摘採機 25.2ps 1台	・複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離 ・青色申告の実施	・家族経営協定に基づく給料制・休日制の実施 ・農繁期の臨時雇用の確保

		防霜扇 600 a 倉庫・作業舎 200 m ² 〈その他〉 ・3戸共同と補助事業導入による機械等償却費低減		
茶（生葉）	〈作付面積等〉 茶 500 a 〈経営耕地面積〉 500 a	〈資本装備〉 乗用型摘採機 27ps 1台 防霜扇 500 a 倉庫・作業舎 200 m ² 〈その他〉 ・生葉売りによる製茶工場償却費の低減		
畜 産 経 営				
営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
酪農	〈作付面積等〉 経産牛 60 頭 〈経営耕地面積〉 —	〈資本装備〉 搾乳牛舎 700 m ² パンプラインミルカー 一式 牛糞処理施設 一式 トラクター 20ps 1台 〈その他〉 ・購入国産飼料（稲 WCS）を利用 ・牛群検定による生産能力の向上 ・ヘルパーの導入	・複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離 ・青色申告の実施	・家族経営協定に基づく給料制・休日制の実施 ・雇用の積極的な導入
肉用牛	〈作付面積等〉 肉用牛 200 頭 〈経営耕地面積〉 —	〈資本装備〉 肥育牛舎 1,100 m ² 牛糞処理施設 一式 トラクター 20ps 1台 〈その他〉 ・効率的な飼養管理		

採卵鶏	<作付面積等> 成鶏 10,000羽 <経営耕地面積> ー	<資本装備> 成鶏舎 1,340 m ² 自動給餌機 一式 鶏糞発酵施設 一式 <その他> ・衛生管理の徹底 ・飼養管理の省力化		
大和肉鶏	<作付面積等> 成鶏 7,000羽 <経営耕地面積> ー	<資本装備> 鶏舎 850 m ² 堆肥舎 60 m ² <その他> ・衛生管理の徹底 ・飼養管理の省力化		

[組織経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
集落営農 組織 (水稲 +小麦)	<作付面積等> 水稲作業受託 耕起 1,500 a 代掻き 1,000 a 田植 1,000 a 収穫 1,000 a 乾燥調整 1,500 a 小麦作業受託 500 a <経営耕地面積> ー	<資本装備> トラクター 30ps 1台 20ps 1台 施肥田植機 6条 1台 4条 1台 コンバイン 4条刈 1台 2条刈 1台 乾燥機 3 t 3台 倉庫・格納庫 200 m ² <その他> ・複数品種の導入による作業ピークの分散 ・生産調整のため小麦の導入	・複式簿記の実施 ・経理担当者の育成	・パソコンを利用した従事者管理 ・雇用者の労災保険等の加入

<p>集落営農 組織 (水稲 + 水稲作 業受託)</p>	<p><作付面積等> 水稲 500 a 水稲作業受託 育苗 1,800 a 耕起 2,500 a 代掻き 2,500 a 田植 2,500 a 収穫 4,000 a <経営耕地面積> 500 a</p>	<p><資本装備> パイプハウス 20a トラクター15, 25, 35ps 各1台 代かきハロー 2台 施肥田植機 5条 2台 コンバイン 4条刈 4台 トラック 2 t 1台 <その他> ・複数品種の導入による作 業ピークの分散 ・軽トラック必要台数を借 り上げ</p>
<p>集落営農組 織 (水稲 + 野菜)</p>	<p><作付面積等> 水稲 あきたこまち 500 a ヒノヒカリ 1,000 a シソ 50 a スイートコーン 10 a キャベツ 60 a <経営耕地面積> 1,720 a</p>	<p><資本装備> トラクター 3台 施肥田植機 5条 3台 コンバイン 4条刈 2台 乾燥機 4.5 t 3台 フォークリフト 1 t 1台 野菜移植機 2条 1台 倉庫・作業舎 305 m² <その他> ・複数品種の導入による作 業ピークの分散 ・軽トラック必要台数を借 り上げ</p>

出典：農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針（令和3年7月 奈良県）

第6 農業の近代化のための施設の整備に関する事項

本県の農業は、京阪神の大都市圏に近接しているため、従来より野菜、果樹、畜産などの生鮮食料品の供給地として発達してきた。しかし、近年、農産物価格の低迷と経営コストの増加により農業経営が厳しい環境下に置かれている。

このような中、県産農産物のブランド力の強化や、県内外及び海外市場への販路の拡大といった販売戦略を踏まえ、需要に応じた生産振興を実施し、重点品目の集中的な生産振興を図る。特に重点品目として、奈良県の農畜水産業を牽引する主要品目を「リーディング品目」（カキ、キク、イチゴ、茶、大和畜産ブランド等）とし、安定生産技術の開発・普及や、ブランド力の強化等により、生産・販売のさらなる拡大を図る。また将来性が期待される成長品目を「チャレンジ品目」（大和野菜、有機野菜、切り花ダリア、切り枝花木、イチジク、サクランボ等）とし、収量・品質向上に向けた技術支援や販路開拓により、特産品としての育成を図る。

さらに県では、奈良の食の魅力づくりを進めるため、県内外のレストラン等における県産農産物の活用を促進するとともに、ブランド力の強化や販売チャンネルに応じたプロモーションなど、戦略的な販売の推進に取り組むことにより意欲ある担い手の経営基盤の強化を支援する。

これらの施策を推進するとともに、下記に掲げている主要作物についての生産から加工・流通・販売において必要な施設については、合理的・計画的な整備を推進する。

1. 主要作物別の構想

(1) 水稻

需要に応じた計画的な良食味米生産に努めるとともに、適地適品種の作付を基本に、機械の効率的利用や基幹施設、高性能農業機械の導入等により、低コスト生産の推進を図る。

(2) 麦・大豆

作付の集団化や農作業の受委託により、省力化と生産性の向上に努めるとともに、実需者ニーズに応じた土地生産性の高い優良品種の生産を推進する。このため、地域条件等に応じた播種、収穫、乾燥調製等の機械・施設の整備を推進する。

(3) 野菜

都市近郊という条件を活かし、軟弱野菜、イチゴ、ナス、トマトをはじめ、大和野菜などの産地の活性化と需要に応じた安定供給を進めるとともに、大和高原の造成農地を中心にキャベツ、ブロッコリー、エダマメ、レタスなど土地利用型野菜の生産を推進する。また、品目ごとの振興方針に基づき、ブランド化による産地力の強化や、軽作業化・省力化を図るための施設、設備、収穫機の導入を推進する。

(4) 花き類

予約相対取引やインターネットによる販売などに対応するため、地域並びに広域の拠点施設における集出荷体制の見直し・整備を行う。また、切り花類を中心に、多様化する実需者ニーズに対応し、新たな品目、品種の導入を図る。キクについては、生産安定と品質向上を図るための施設や省力化・低コスト化を図るための移植機・収穫機等の導入を推進する。

(5) 果樹

高品質果実の生産を行い、足腰の強い果樹産地の育成を進める。カキについては、老木園の改植推進、樹園地の再整備による生産力の維持・向上を進めるとともに、市場・量販店ニーズに対応した流通体制を整備し国内での消費拡大及び海外市場への販路開拓を推進する。また、ウメ、ブドウ、ナシ、イチジク及びサクランボ等については、高品質安定生産技術の導入及び特色ある産地振興と多様な流通販売を推進する。このため、既存の共同利用施設等の効率的な利用を図るとともに、適正規模の共同利用施設等の整備を計画的に推進する。また、品目や産地の実情に応じた機械・施設の整備を推進する。

(6) 茶

低コスト良質茶生産による経営安定を図るため、低迷しているリーフ茶の消費拡大を促進する一方、老木園の改植、摘採の省力化、優良品種の導入、高性能加工施設等の整備を推進する。また、近年の食品加工原料の需要増加に伴い、てん茶生産を推進する。併せて、作業受委託の推進や茶園の集積による団地化に努める。

(7) 畜産

みつえ高原牧場で、畜産振興の拠点となる畜産団地等の整備を進め、大規模農家を誘致するとともに、大和牛、大和肉鶏、ヤマトポーク、大和なでしこ卵、大和の雫といった大和畜産ブランドをはじめ県産畜産物の生産拡大を図るため、生産基盤の整備を推進する。また、規模拡大に伴い増加する家畜排せつ物を適正に処理するための施設や、稲発酵粗飼料（稲WC S）及び飼料用米、エコフィード等の自給飼料調整機器・施設の整備を推進する。

2. 広域整備の構想

奈良県中央卸売市場の再整備を行い、市場のコンパクト化と物流動線の整理により、卸売機能の効率化・高機能化を実施する。

また、市町村域を越える広域的な近代化施設の整備については、関係市町村の農業振興地域整備計画との調和を図りつつ、必要に応じて推進する。

第7 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項

1. 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備の方向

本県では、高齢化や後継者の減少等により、担い手不足が顕著となっている。このような状況において、農業、農村の維持・発展と活性化を図るため、認定農業者などの意欲ある担い手を確保・育成し、多様な経営体との連携や農作業支援者による支援の促進などを行う。また、新たに農業経営を行う新規就農者や定年退職者などのシニア世代の農業への参画、農業法人等での雇用就農、農福連携による障害者雇用や作業委託についても拡大を図る。

このため、県では農業担い手ワンストップ窓口を本庁内及び農林（農業）振興事務所に設置し、新規就農等の相談に一元的に対応するとともに、なら食と農の魅力創造国際大学校（NAFIC）等の研修教育施設も活用し、市町村、公益財団法人なら担い手・農地サポートセンター、一般社団法人奈良県農業会議、農業関係団体との連携を密にしながら積極的に就農支援対策に取り組む。

2. 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備

県では、なら食と農の魅力創造国際大学校（NAFIC）等の研修教育施設を活用し、農業経営者や農業法人への就職者を育成するとともに、各種研修会や相談対応等により生産者を育成し、女性や障害者といった多様な主体の農業参入についても推進する。また、農業研究開発センター等においては、地域の課題を踏まえて新たな品種・技術の導入支援や提案を実施する等、地域にあわせた生産振興を推進する。

さらに、技術指導・経営指導と併せて、就農後、安定した農業経営を行うために必要な施設や機械等設備の整備に必要な資金の融資などの支援体制を充実するほか、定着促進に向けたフォローアップ体制等を整備する。

3. 農業を担うべき者の育成及び確保のための活動

（1）新規就農者の確保、育成

教育・研修、支援施策などにより新規就農者の確保・育成を図るとともに、農地中間管理事業を活用した新規就農者への農地の配分を図るなど、新規就農者の経営基盤の強化を支援する。また、農地法3条2項5号に規定する農業委員会が定める別段面積（下限面積）を積極的に活用し、新規参入を促進する。

併せて、就農開始後、自立経営へと誘導するため、普及指導員による農業技術・経営等のフォローアップを実施する。

（2）担い手の育成

意欲ある担い手を育成するため、公益財団法人なら担い手・農地サポートセンターを活用した農地の集積・集約化を進めるとともに、高収益作物等の導入や産地化を促進し、経営体としての体制が整ったものについては、法人化への誘導を図る。

(3) 多様な農業経営体等の支援

認定農業者等の担い手だけでなく、担い手に利用されていない農地を利用して継続的に営農する中小規模の経営体についても、農業の継続が図られるよう配慮する。また労働力や技術力で地域の農業をサポートする農作業支援者の役割の重要性を再認識し、支援のあり方について検討する。

さらに、農外企業の参入や、定年退職者などシニア世代の農業への参画、農業法人等での雇用就農、農福連携による障害者雇用、作業委託についても拡大を図る。

(4) 女性農業者の活躍の推進

県内の農業就業人口の4割以上を占め、農業生産の重要な役割を果たしている女性農業者による農業経営への参画や、組織育成、地産地消活動などに対し、積極的に支援を行っていく。

(5) 実学教育の推進

県内の教育機関が連携した実学教育を推進し、自営就農や農業法人等への雇用により県内での就農を促進する。

第8 第5に掲げる事項と相まって推進する農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項

1. 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本県は、恵まれた気象条件と高い土地生産力を活かして、古くから農業が発達してきた。近年では、京阪神大消費地への至近性を活かしながら、高度な栽培技術を駆使して、収益性の高い多様な農業を展開している。その一方で、大都市圏に位置し、安定した農外就業の場に恵まれていることから、兼業農家による農業が定着している。

このような農業構造は今後も続くものと考えられるが、地域経済の低迷により厳しい雇用情勢が続くと予想されることから、農村地域における農業従事者の安定的な就業についても課題が生じるおそれがある。

こうしたことから、農業振興はもちろんのこと、工業、商業、観光業、サービス産業など他産業と連携した地域振興を図ることにより安定的な就業機会の確保に努める。

2. 農村地域における就業機会の確保のための構想

雇用就農機会を創出するため、農業法人の育成や、農外企業の参入を促進する。また、農業と製造業・小売業等との総合的かつ一体的に推進することで地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す農業の6次産業化を図るため、加工流通施設や農産物直売所などの整備を推進する。

一方で、農業以外の産業分野についても、農業従事者の安定的な就業機会を確保するという観点から、大和平野農業地帯など平野部においては、地域振興と農業との健全な調和を図りつつ、企業誘致などを進める。また、中山間地域等においては、農山村の活性化に重点を置き、都市と農山村の交流を活発にするとともに、特産品や森林資源、歴史、文化等、優れた地域資源を活用した観光産業を振興する。

第9 農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項

1. 生活インフラ等の整備の必要性

本県の農村は、県民の就業・居住の場であるとともに、県土の保全や水源涵養、美しい景観の形成、生物多様性の保全、文化の伝承といった多面的機能を果たしてきた。しかしながら、少子高齢化や人口減少等に伴う農業従事者の後継者不足、農家の兼業化、都市近郊の農村における宅地化・混住化が進行するに伴い、地域住民の価値観や生活意識も多様化し、地域の連帯感の希薄化、共同活動の減少等により集落機能の低下が顕在化してきている。

一方で、農村の持つ豊かな自然環境や伝統文化などの価値や魅力が国内外で再評価されており、都市から農村への移住や観光など、都市と農村の交流が進みつつある。

本県の農村においては、農業従事者だけでなく地域住民の誰もが安心して農村に住み続けることができるよう、情報基盤や交通、医療等の生活インフラ等の整備に配慮するとともに、地域住民の協力体制の整備を図り、農村の維持・管理体制を構築することなどにより、少子・高齢化社会への対応や都市と農村の交流拡大などを踏まえた農村づくりを進める必要がある。

2. 生活インフラ等の整備の構想

このような基本的な考え方のもとで、農村に住む人々の利便性や快適性を確保し、安全性の向上を目指して、地域における定住条件の整備及び農業従事者の後継者の確保に資する整備となるよう配慮する。

整備に際しては、市町村の農業振興地域整備計画との整合を図り、農村固有の景観や自然環境及び優良な農用地等の確保に配慮するとともに、地域住民の意向を尊重するほか、利用人口と利用範囲を見込んだ上で、適正な規模となるよう効率的に行うものとする。